(2)　使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

(3)　放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

(4)　(3)に掲げるもののほか、セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。

(5)　使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊

(1)　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

(2)　使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(3)　放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

［条を削る。］

［条を削る。］

第十二条の二　削除

（初期消火活動のための体制の整備）

第十二条の三　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

二　初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。

四　前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。

五　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。